

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加しています。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになるため、社会的に孤立する可能性も懸念されます。

こうした難聴対策として、補聴器が知られていますが、一般的には、収集した音を増幅して外耳道に送る気導補聴器が用いられる一方で、外耳道が閉鎖している方については、骨導聴力を活用する骨導補聴器が用いられてきました。

また、近年では、これらの補聴器に加え、耳の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導等の新しい技術を用いたイヤホンが開発され、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方にとっての新たな選択肢となりました。

このように、さまざまな難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、我が国の高齢化の進展を踏まえ、認知症予防及び高齢者の積極的な社会参画実現のために、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組が求められています。

よって、政府は、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下、自分に合った聴覚補助機器等を積極的に活用できる環境を整えること。
2. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などにおける合理的配慮の一環として、聴覚補助機器等の配備を推進すること。
3. 社会福祉協議会や地域の福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等の普及のため、それらを必要とする人々への情報提供の機会や場をつくるなど、社会環境を整えること。
4. 補装具費支給制度の見直しや、新たな公的支援制度の創設を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月28日

枚方市議会議長 丹 生 真 人

〈提出先〉

厚生労働大臣

孤独・孤立対策担当大臣

共生社会担当大臣